

鳥取県市町村等が行う特別支援学校児童生徒 通学支援に対する交付金の事務手続きについて

1. 交付申請提出（別に通知する日まで）

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

* 交付申請の取下げは申請書提出から20日以内に限り行うことができます。

2. 交付決定通知到着（交付申請から原則30日以内）

3. 事業開始（この交付金においては、着手届の提出は必要ありません。）

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了（この交付金においては、着手届の提出は必要ありません。）

※事業の完了とは、補助対象経費の支払いが全て完了し、事業効果の検証を終了した日です。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出（完了・廃止・中止から30日以内）

※交付決定を受けた年度が終了した場合は、翌年度の4月20日が提出期限です。

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先へ郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

鳥取県に債権者登録をされていない方については「口座振込」依頼書の提出をお願いします。

資料提出・問い合わせ先

教育委員会事務局特別支援教育課
鳥取県鳥取市東町一丁目271番地

tokubetusienkyoiku@pref.tottori.lg.jp